２０２０年7月９日

2020 年 6 月定例会についての見解

日本共産党山形県議団
団長　渡辺ゆり子
関　　徹

2020 年度 6 月補正予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、補正予算を含むすべての議案に賛成しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

新型コロナ感染症により亡くなられた方々にお悔やみと罹患された方々にお見舞い申し上げます。また、昼夜を問わず対応された皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

（１）2020 年度６月補正予算について

ⅰ）山形県 2020 年度６月補正予算は、会期中２度に渡る追加補正があり、その規模も異例のものとなりました。

新型コロナウイルス対応として、党県議団が求めてきた「新・生活様式対応への事業者支援」「避難所資器材の拡充」「学生への支援」「県立・私立高校のエアコンの段階的な整備」なども盛り込まれました。

事業者の新・生活様式対応では、補助率 10/10 で上限 20 万円の店舗・設備の改修支援も創設されました。15,000 件を想定しています。

ⅱ）追加補正では、医療機関等、社会福祉施設等、児童関係施設の職員への 20～5 万円の慰労金が計上されました。県内約 10 万人が対象とされます。国が詳細を明らかにしていませんが、対象者の合理的な選定、取りまとめを依頼するとされる病院・施設に負担をかけない方法が求められます。

児童関係施設職員への慰労金は、県独自の施策です。県は学童保育、保育所、届出保育所、幼稚園、認定子ども園、児童養護施設などを想定しました。理由として、コロナ禍の中で開所をお願いしたこと、今までの労苦に感謝し、今後の尽力に期待も込めたと語っています。

保育関係への慰労金については、国会で野党や福祉保育労などが求めていましたが、国は対象に入れなかったものです。吉村美栄子知事が現場を支えた職員の奮闘を正当に評価していることの表れとして評価します。

最終日の２度目の追加補正では、民間の病院に 50 万円、診療所に 30 万円の支援金を計上しました。

すべての医療機関に対する支援は党県議団としても求めてきたものですが、国がコロナ患者の入院受け入れに関わる診療報酬引き上げ以外、さしたる支援をおこなわない中

で、規模は小さいものの県独自にできる限りの支援を行う姿勢は評価に値します。国は一刻も早く支援すべきです。

ⅲ）２度目の補正予算をめぐって本会議での議案に対する質疑が行われました。実に 63 年ぶりとなります。（後述）

党県議団からは渡辺県議が質疑にたち、補正予算を評価したうえで知事の理念を問いました。

一方、自民会派は県独自の医療機関支援金が一律で配分されることと、国の持続化給付金が 50%以上減収で対象となることとを持ち出し、減収 50%未満の事業者への支援を主張しました。

減収 50%未満の事業者支援自体は、県商工団体連合会からも要望が出され、党県議団は関県議が商工労働観光常任委員会で取り上げるなど実現を強く求めてきたものであって、その重要性は明らかです。

しかし、医療提供体制確保は現下の最優先課題であり、今般の支援金は「第二波の備えとして医療機関の方々のモチベーションを高めていただく意味も込めて」（知事説明）おこなわれるものであって、事業者支援策と比較すべきものではありません。

そもそも、国の持続化給付金が減収 50%以上の事業者しか対象としていないところに問題があるのであって、政府与党の責任が問われるべきです。額を引き上げ、必要に応じて支給されるなどの抜本的改善を引き続き求めてきます。

（２）予算特別委員会、常任委員会、特別委員会の質問について

ⅰ） 6 月 24 日予算特別委員会で関県議は以下の項目を取り上げました。

①医療費削減政策で医療従事者が過重労働を強いられている、国際的にも貧弱な日本の医療体制の抜本的見直しと、感染症対策を欠く県地域医療構想の見直し

②介護施設における感染症対策の強化と、介護保険制度は新型感染症に対応できるものに抜本的に改善されるべきであり、県介護保険第８次事業計画も、新型感染症に対応できるものにすること。

③８カ所から４カ所に削減し、人員体制も縮減してきた保健所と保健師の体制強化と運営の改善

④新自由主義の破綻が明らかとなる中での、知事の新型コロナウイルス感染症対策の理念について

⑤学校における緊急の職員体制強化と少人数学級の拡充について

ⅱ）渡辺県議は以下の項目を取り上げました。

（厚生環境常任委員会）

・慰労金の支給、福祉事業者のネットワークプロジェクト、県衛生研究所の体制強化、県環境計画策定に向けた進め方について

（産業競争力強化・担い手確保対策特別委員会）

・「県産品の販路拡大及び高付加価値化に関すること」の討議で、コロナ禍において食料自給率向上が重要であり、安心安全な県産品をアピールする地域循環型農業、食品製造業を提起。

ⅲ）関県議は以下の項目を取り上げました。

（商工労働観光常任委員会）

・山形交響楽団による医療従事者等への感謝の演奏に、労働者保護のための相談活動・周知啓発を県労働局と連携して強化、派遣・非正規切りを止めさせる取り組みを政府に求めること、国の持続化給付金の対象外となっている「売り上げ減少が５０％未満」の事業者への県独自支援、新生活様式に対応する事業者の設備投資等への支援について

（健康医療・子育て支援対策特別委員会）

・保健所の機能強化、コロナ入院患者を受け入れる病床の拡大について

（３）新型コロナウイルス対策の教訓

吉村知事は、予算特別委員会の関質問への答弁で、コロナ禍の教訓として、①我が国の人口が大都市圏など特定の地域に偏り、感染リスクの高い脆弱な構造。人口の地方分散を進めなければならないこと。②必需品であるマスク消毒液などの医療用資機材を海外に頼らざるを得ず、国内県内で製造できるように産業構造を変えなければならないこと。③国民のカロリーの 63%を外国に依存している非常に危険な状況で食料安全保障の観点からも、食料自給率向上に向け食料生産基盤の農業振興策を強化が必要なこと。④将来必ず感染症の大流行が発生する。それに備えた適切な医療提供体制整備が不可欠と４点を挙げしました。

県民の命と暮らしを守ることを最優先とする知事の政治姿勢に沿うものであり、県議団の認識とも基本的に通ずるものです。今後の県政運営の方向性を示す重要な答弁となりました。

（４）病院経営支援と地域医療構想

ⅰ）コロナ禍のもとでの病院経営ついて知事は、コロナ患者受け入れの有無にかかわらず「多くの医療機関で経営が大変厳しい経営状況」という認識を示し、全国知事会議で政府に対し「財政支援について強く提言した」と強調、「医療や介護福祉分野において、前例に囚われない思い切った支援が喫緊の課題」という考えを述べました。（予算特別委員会関質問）

ⅱ）地域医療構想の見直しについて健康福祉部長は、構想が「新型コロナのような感染症への危機管理という特殊事情は想定されていない」「政府の動向を注視したい」「医師や看護師等の医療従事者を確保し、労働環境の改善を進めながら、医療提供体制の構築について地域医療構想調整会議の中でしっかりとした議論を進めて参りたい」と述べました（予算特別委員会関質問）。

ⅲ）県立病院の 2019 年度決算では、昨年度の経常収支は 4 億 4400 万円の赤字であることが報告されました。党県議団の調査では、県立病院の昨年 10 月からの消費税増税による影響がマイナス 3 億 5000 万円であり、赤字は大半が消費税増税の影響と言うことができます。病院経営の観点からみても消費税は５％に戻すべきと考えます。

（５）保健所の体制・機能強化について

コロナ禍で、保健所・衛生研究所のあり方も問われました。

政府の保健所運営交付金の一般財源化の下で、県でも 1999 年に保健所を８カ所から４カ所に縮減、総合支庁に統合しました。

2010 年 ６月に出された政府の「新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書」は、「地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた…組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進める」「国立感染症研究所、保健所、地方衛生研究所も含めた日常からのサーベイランス体制を強化すべき。とりわけ、地方衛生研究所のＰＣＲを含めた検査体制などについて強化するとともに、地方衛生研究所の法的位置づけについて検討が必要である」と指摘しましたが、政府はこの指摘を顧みませんでした。

そのもとで、地方衛生研究所・保健所の PCR 検査の一日あたりの実施可能件数（都道府県別）をみると、全国では 2010 年の 4936 件から 2020 年 3 月 24 日 4352 件と減らす中、山形県は 40 件から 80 件に増やしています。

県庁全体の保健師数は、1994 年（地域保健法改定時）の 72 人から一時期 60 人まで減少した後、2009 年以降に 66 人まで増やしています。体制整備に一定の努力を行ってきたと言えます。

しかし、県庁全体の保健師数は、下から 3 番目であり、2000 年代前半までの行革の傷を残しています。

そもそも都道府県の保健所保健師に配置基準は定められていませんが、予算特別委員会の関県議の質問で、交付税措置されている保健所保健師数について総務部長は「人口 170 万人の標準団体で 88 人」と答弁しました。関県議は「本県に当てはめると 65 人」となることを指摘、現在の 51 人の配置を引き上げる努力を求めました。県は「計画的な採用も検討したい」「（保健所の）機能や体制の充実について検討」し、「必要な財政支援について政府に働きかける」と答弁しました。

1994 年 10 月の県議会で日本共産党小竹輝弥県議は、山形県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例の制定議案などに対する討論で「憲法第二十五条は、国は社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めることを国に義務づけております。保健所は、国の責任で国民の健康と暮らしを守る拠点であり、憲法の理念に立って地域住民の健康を守る役割を担ってきたのであります。本来国が行うべき保健業務を市町村に押しつけ、責任と財政負担まで自治体に転嫁し、憲法第二十五条に反して国の責任を放棄している」と指摘しました。

今般のコロナ禍での保健所の状況は、公衆衛生の理念を放棄して保健所を縮減してきた国の誤りを明らかにしました。国が憲法２５条に明記された公衆衛生向上・増進の責務を果たす立場に政策を改めること、県としてもその立場で保健所の充実に力を尽くすことを求めていきます。

（６）衛生研究所について

コロナ禍で PCR 検査を行った衛生研究所は、公衆衛生の研究と研修機能を担う重要施設ですが、全国的に見ると環境研究所と統合しているところも多く、東北６県でも衛生研究所と名がつく県は、福島県と山形県のみとなっています。

県衛生研究所は、「インフルエンザ B 型山形系統」発見という世界的な研究成果を上

げた歴史を持ち、地道なコロナウイルス研究の取り組みから、今般も新型コロナウイルスに関わる問い合わせが全国から寄せられています。

コロナ禍では、限界近くまでの一日約 150 件まで PCR 検査を行っています。ところが、研究所の職員数は 30 人(2007 年)から 24 人(2019 年)に削減され、医師数も減らされています。

国立感染症研究所に実地疫学の専門家の研修コース（ＦＥＴＰ）があり、この 20 年間で 82 人の修了者がいます。2019 年現在、全国 19 都道府県で活躍しているとされますが、山形県には修了生はいません。

衛生研究所の体制強化と FETP の配置、県衛生研究所の法的位置づけについて渡辺県議が質問。県は「私どもだけでは解決できない」としつつも、「検討したい」と答えました。（厚生環境常任委員会）

（７）子どもの安全と行き届いた教育のために、強く求められる少人数学級推進

ｉ）県議団は、今議会開会前の６月、日本共産党中央委員会が６月２日に発表した「子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するために」学校再開にあたっての緊急提言を菅間教育長に手渡しました。

「新しい生活様式」を学校でも具体化する上でも、長期の休校で傷ついた子どもたちに寄り添う行き届いた支援をおこなうためにも、教員 10 万人の増員で 20 人程度の授業を実現することなどを求める内容です。「10 万人の教員増」は、日本教育学会の提言の中でも掲げられているものでもあります。

全国知事会などの地方３団体も、７月３日、文科大臣に現在の小中学校の 40 人学級では感染症予防ができないとして、少人数学級の実現を求める緊急提言をおこないました。

党県議団もかねてより、山形県少人数学級編制さんさんプランを一定評価しつつ、教職員配置を更に充実させることを提案してきましたが、今、県内各学校でも毎日の消毒作業や、新しい生活様式に係わる様々な点検など、コロナ前から働き方改革が課題となっていた教職員の過重労働がますます拡大しています。

菅間教育長は、少人数学級の拡充、特に多人数単学級（小学校 1～2 年は 34・35 人、小 3～中 3 は 34～40 人）の解消について、昨年度で小学校が 41 校 72 学級。中学校が 8 校、10 学級、割合は、小学校 3.6%。中学校 1.2%という状況を明らかにし「全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通して政府に働きかける」を強めると述べました（予算特別委員会関質問）。引き続き、多人数単学級解消を始めとするさんさんプランの一層の充実を求めていきます。

ⅱ）県立・私立高校においてオンライン学習の「通信費負担」支援がおこなわれることとなりました。インターネットを利用した教育でもすべての世帯で新たな負担が生じさせない施策が必要と考えます。

（８）全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーについて

総務省が公表した５月の労働力調査によると、コロナ禍による雇用悪化で休業者の 43%が女性非正規、22%が女性正規と６割を超え、女性が深刻な影響を受けています。

吉村美栄子知事は、全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、６月４、

５日、「男女共同参画の推進に向けた提言」「第５次男女共同参画計画に関する提言」を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、社会機能の維持に必要な職種では女性が多く従事している問題が顕在化したとして「医療・保育・介護分野等におけるセーフティネットの充実・強化」を課題に挙げ、新規に全国一律最低賃金制度の実現と中小企業、小規模事業者への支援強化を提案しています。

男女共同参画を推進するうえで重要な内容と考えます。

（９）昭和３１年９月以来、６３年ぶり本会議での質疑について

山形県議会の代表質問は、定例会毎に５人以上の交渉団体（現在は自民と県政クラブ会派）にのみ機会が与えられ、共産党県議団を含む少数会派に所属する議員は行えないという不公平な取り扱いとなっています。

また、本会議での質疑については、先例 27-1 において「会議における質疑は、県政一般に関する質問と合わせて行うのを例とする」と定められ、昭和 31 年 9 月以降、単独の質疑は行われた例はありませんでした。

党県議団はこれまで「議会改革」として、会議における質疑を行うことなど、発言機会の拡大を議長に求めてきましたが前進せず、2015 年 10 月、自民党議員から「『慰安婦問題』に関する適切な対応を求める意見書(案)」に関県議が発言通告書を提出した際も、議会運営委員会で認められませんでした。

そうした中で今回、最終日に県が２度目の追加補正予算案が提案したことに伴い、急遽、本会議で議案に対する質疑が行われることになりました。党県議団にも公平に質疑の機会が割り当てられ、自民党会派とともに 63 年ぶりに質疑が行われたことは、歴史的な意義を持つものです。

質疑に先立つ議会運営委員会では、今回限りの措置とされましたが、議会基本条例４条４項にある、「議会は、本会議及び委員会の目的及び役割に応じ、質問及び質疑の充実に努めなければならない」という使命が果たされるよう引き続き求めていきます。

（１０）終わりに

党県議団がこれまで主張してきた通り、今回のコロナ禍は、新自由主義の破綻と、そのもとで進められてきた社会保障費削減政策の誤りを明らかにしています。そうした中で県は、県民の命の暮らしを守る各種政策の推進に努力すると同時に、政府に対して、必要な施策の実施を積極的に提言しています。

知事が述べた「コロナ対策の４つの教訓」を貫いて引き続き奮闘することを求めていきます。

予算特別委員会では前副議長である自民党議員から緊急事態において国家と国民の役割について憲法に明記を求める質問がおこなわれました。

新型コロナ対策という緊急事態に乗じて、国民が望んでもいない改憲を進めようとする姿勢は、県議会の使命にそぐわないものです。党県議団は、平和で県民が安心して暮らしていける県政をめざして、引き続き全力をあげていく決意です。

以上